公益財団法人仙台市市民文化事業団

2022 年度　持続可能な未来へ向けた文化芸術の環境形成助成事業（環境形成助成）募集要項

１．実施目的

長期化する新型コロナウイルス感染症流行の影響により、文化芸術活動の在り方は、情勢に応じて日々変化を求められる状況が続いています。また、社会全体として、まちづくり、教育、福祉、災害対応等多様化する課題に向き合うことが求められています。

本事業は、こうした状況をふまえ、地域における文化芸術の創造力や発信力を高め、まちづくりや人びとの暮らしの課題解決に寄与する取り組みを支援することにより、未来に向けて文化芸術の新たな価値を創出することを目的とします。

２．対象となる事業

次のＡ・Ｂ・Ｃのいずれかに該当する事業を募集します。Ａ・Ｂ・Ｃのうち複数に該当する場合でも、ＡからＣの中で最も適当なものを１つ選択してください。

Ａ．文化芸術の力を活用して社会課題に向き合う協働事業

文化芸術以外の分野の主体と協働して、文化芸術の創造性を活かし、仙台のまちづくりや市民の暮らしに関わる社会課題に向き合う事業。

※　他分野の団体・施設・地域コミュニティ（任意団体含む）と連携・協働して文化芸術活動を行うことが条件となります。[他分野の例・・・教育、福祉、医療、環境、観光、産業、まちづくり等]

【例】

・空き店舗・空き家等を活用した文化芸術事業等、仙台のまちづくりに寄与する文化芸術の協働事業
・子ども、高齢の方、障害のある方、外国の方等、多様な人びとが主体的に関わる文化芸術活動を通して、共生社会の実現に資する協働事業
・文化芸術を活用して防災や自然環境問題等の社会課題への興味関心を高める協働事業

※　Ａ事業では、申請者及び協働相手方のどちらの団体でも、単独では解決できない問題・課題に対して、お互いの団体が有する専門性や資源を活かしあい、事業を通して文化芸術以外の分野にも波及効果をもたらすことを目指しています。

※　類似した活動領域の団体同士が連携する事業、または、文化芸術の異なる分野の団体同士がともに行う事業は、Ａ事業に該当しません（内容によりＢ・Ｃ事業に該当する場合はあります）。

Ｂ．地域の文化芸術活動の基盤をつくる事業

地域の文化芸術活動の担い手を支えるための中間支援事業や拠点づくり等、多様な主体が創造的な活動をするための環境を醸成する事業。

【例】

・文化芸術に関する情報発信やデジタルアーカイブの基盤づくりやそれらを推進する事業
・文化芸術を取り巻く環境に関する課題発見・解決のための調査研究や対話の場づくり
・文化の担い手育成や市民の参加促進等のための研修・ワークショップ
・市民や芸術家等が文化芸術活動を行うための場づくりや拠点の機能強化を行い、その場を地域や市民

にひらいて活用する事業

C．大きな波及力をもつアートプロジェクト型事業

表現の新たな可能性を示す先進的・独創的な文化芸術の創造や、多様な人の参画が見込まれるプロジェクト等、仙台の文化芸術の発展に寄与する大きな波及力をもつ事業。

【例】

・仙台・東北でのリサーチや作品制作。または、公演・展示等による作品発表。
・異なるジャンルやフィールドで活動するアーティストが協働して行う作品制作やプロジェクト。
・地域の文化資源に焦点を当て、新たな視点から国内外へ発信する取組。
・国内外のアーティストを招聘して行う仙台を拠点とした作品制作や発表。
・アーティストが地域や市民とともに行うアートプロジェクト。

※　C 事業は、作品や成果の発表のみを目的としたイベント実施や発信媒体制作に留まらずに、市民を巻き込んだ作品制作や地域社会を対象としたリサーチ等のプロセスを含むもの、多くの文化芸術関係者と連携して行う発展的な取組み、または、公益性・公共性が認められるテーマ・目的・内容・手法等を有する事業を主な対象とします。

※　リサーチや作品制作を中心に行い、公演や展示等を行わない場合は、リサーチや制作に関するトークイベントやウェブサイト等での作品制作過程についての発信等、市民が参加・閲覧できるパブリックプログラムを実施してください。

３．対象期間

2022 年 8 月 10 日から 2023 年 3 月 31 日まで

※　ただし、2022 年 6 月以降、事業の一部を先行実施することができます。

４．事業の要件

応募する事業は以下の要件を全て満たす必要があります。

（1）申請者自らが実施主体となって行うこと。
（2）新規事業であること、もしくは、既存事業をもとに新たな展開を行うこと。
（3）市民や地域にひらかれた事業であること。
　※　例えば、機材購入や環境整備のみを行う事業は対象外になります。必ず、その機材や環境を市民や文化芸術関係者が活用する活動や事業を含んだ内容にしてください。
（4）主に仙台市内で実施される事業であること。
　※　仙台を拠点として作品制作等を行う場合は、リサーチ場所に制限はありません。

５．対象とならない事業

（1）特定の政治団体、宗教団体、営利団体及びその商品などの宣伝を主な目的に含む事業
（2）チャリティーコンサート等、寄付を集めることを主な目的に含む事業
（3）学校（小・中・高）内のサークル・部活動の成果発表会
（4）カルチャー教室、各種教室の成果発表会
（5）特定の会員や団体のみを対象とした事業
　※　A 事業は、事業内容により対象となる場合があります。

（６）仙台市または仙台市の関係団体から補助金、助成金、負担金等の収入がある事業

※　事業に上記の収入が入っていなければ、仙台市または仙台市の関係団体・施設等と連携・協働すること自体は差し支えありません。

（７）仙台市や（公財）仙台市市民文化事業団（当事業団が管理運営する施設を含む）が主催、共催する事業

６．対象者

対象となる事業を主体となって実施する以下の者が対象となります。

（１）個人：仙台市内の個人で、文化芸術活動の実績がある者

（２）団体：仙台市内の団体で、文化芸術活動の実績がある者（民間文化施設含む）

（３）上記（１）～（２）の助成対象者の２者以上によって構成される任意のグループ・団体

※　主たる団体が仙台市内の個人・団体であれば、連携相手や構成団体は市外の個人・団体も可とします。

＊　文学、音楽、美術、工芸、写真、映像、演劇、舞踊、伝統芸能等、文化芸術のジャンルは問いません。

＊「仙台市内の個人・団体」に該当するのは、以下の要件を満たす場合です。

（１）個人の場合…住所が仙台市内であるか、仙台市に通勤・通学していること。または、仙台市内で継続的に文化芸術活動を行っている実績があること。

（２）任意団体の場合…団体構成員の概ね半数以上が仙台市内に住所を置いているか通勤・通学していること。または、仙台市内で継続的に文化芸術活動を行っている実績があること。

（３）法人の場合…団体の定款に定める、主たる事務所の所在地が仙台市内であること。

（４）個人経営の教室等の場合…税務署に届け出ている事務所の所在地が仙台市内であること。

＊　団体の構成員及び申請事業の出演者・実施者等の半数以上が、宮城県以外の居住者の場合は、不採択または採択の優先度が低くなる場合があります。

＊　下記の者は助成の対象となりません。

（１）国、地方公共団体

（２）暴力団等と関係を有する者

７．助成予定件数

15～20 件程度

※　予算の範囲内での採択となるため、すべての申請が採択されるわけではありません。

８．助成額

上限 200 万円

＊　助成率は 10 分の 10 とします。

＊　事業収入や自己負担金の有無は問いません。

＊　参加費、入場料、物販売上（CD・DVD・冊子・グッズ等）、補助金等の事業収入がある場合は、収支予算書の収入欄に漏れなく計上してください。助成額は、事業全体の経費から事業収入を差し引いた額が上限となります。

＊　個別の助成額については、企画内容を審査のうえ予算の範囲内で決定します。そのため、交付額（助成決定額）が申請額よりも減額される場合があります。

＊　申請者自ら他団体（仙台市または仙台市の関係団体除く）の助成金や協賛金等の外部資金を獲得することについては問題ありません。

※　事業着手後、希望がある方については、請求書等（経費の積算根拠書類）をもとに助成内定額の８割以内の額（千円未満切り捨て）を２回に分けて前払いします。ただし、１回の前払いの上限額は

助成決定額の２分の１以内の額までです。２回目の前払い時は、１回目の支払証明書類を提出していただきます。

９．助成対象経費

申請事業に直接かかる費用

【例】

人件費（企画料・出演料等）、作品制作費、事業当日運営費、広告宣伝費、印刷費、物品購入費、会場使用料（付帯設備含む）、旅費交通費（駐車場代含む）、感染拡大防止対策経費、著作権料、振込手数料等

＊　先行実施期間（2022 年 6 月 1 日～8 月 9 日）及び対象期間（2022 年 8 月 10 日～2023 年 3 月 31 日）にかかった経費が対象となります。

【人件費】

＊　人件費は申請者本人や申請団体の構成員にかかる費用も対象となります。

＊　人件費については、業務内容や単価等を詳細にご記載ください。著しく高額であると考えられる場合には、経費の一部のみを助成対象と認める場合があります。

【会場使用料（付帯設備含む）】

＊　申請者（申請団体とその構成員含む）がその施設（場所）を賃貸借契約している場合は、事業実施にかかる期間・場所の賃借料が対象経費となりますが、「申請者自身が所有する不動産」に該当する場合は、対象外経費となります。

１０．助成対象外経費

飲食費、交際費、接待費、記念品・贈答品代、賞金、交通費特別料金（新幹線グリーン料金・航空券のビジネスクラス料金等）、申請者自身が所有する不動産や機材等の使用料、直接事業に関係しない物品購入費、事業の経費と切り分けられない団体運営維持費等

１１．申請方法

下記書類をＥメールまたは郵送にて事務局まで提出してください。

【提出書類】

（１）申請書

（２）事業計画書

※　「３．対象となる事業」の A～C それぞれで様式が異なります。

（３）申請者プロフィール

※　（個人用）、（団体用）のいずれかの様式を選んで作成してください。

（４）団体構成員名簿

※　団体として申請する場合はご提出ください。

（５）助成申請・採択実績書

（６）収支予算書

（７）事業内容に関する補足資料

※　A4 サイズ４ページ以内・様式は任意です。

＊　提出書類（１）～（６）の様式は、当事業団ウェブサイト（https://ssbj.jp/support/kankyo-application/）からダウン

ロードしていただくか、電話にてご請求ください。
＊　提出書類（７）の様式は任意です。また、提出は必須ではありません。Ｅメールで提出する際は、PDF 形式に変換・圧縮してご送付ください。
＊　提出された書類や資料は返却いたしません。
＊　事務所への直接持参による申請は原則として受け付けません。
＊　Ｅメールで申請された方については、翌営業日までに受信確認メールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、申請を受理していない可能性がありますので、事務局あてにご連絡をお願いします。
＊　郵送した申請書の到着確認は電話にてお問い合わせください。

１２．提出期間

2022 年 5 月 12 日（木）～5 月 18 日（水）23 時 59 分必着

１３．申請数の上限・他の助成事業との重複申請について

● １申請者につき１事業のみ申請できます。
● 事務所や稽古場等の所在地が同一である場合は、同一の申請者とみなすことがあります。
● 異なる申請者であっても、団体の代表者・構成員・出演者等が重複している場合は、不採択または採択の優先度が低くなる場合があります。
● 同一内容の事業について、（公財）仙台市市民文化事業団が実施する他の助成事業との重複応募は可能ですが、重複して採択された場合はいずれか１つを選び、他は辞退していただきます。なお、異なる内容の事業であれば、辞退の必要はありません。

１４．事前相談

事前相談を希望される方はＥメールまたは電話にて事務局までご連絡ください。Ｅメールの場合は、お名前・団体名・相談内容・連絡先を記載のうえお問い合わせください。
※　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面談による相談対応は原則として行いません。
※　A 事業に応募する場合は、協働の要件に合致しているか等確認が必要なケースが多いため、事前の相談を推奨します。

１５．審査方法

書類審査で選考いたします。審査過程で、申請内容について電話やＥメールで質問させていただく場合があります。
審査では、提案された事業に対して、企画内容の一部を選定する場合（部分採択）や、一定の事項を満たすことを条件に選定すること（条件付き採択）があります。

１６．審査の視点

下記の視点から総合的に審査を行います。

（１）先進性・独創性
　…これまでにない視点や工夫が取り入れられているか
（２）文化事業としての質
　…文化的に質の高い成果が新たに期待できるか
（３）波及効果
　…地域・社会への波及効果が期待できるか

（４）将来性・発展性

…申請者の今後の活躍や事業の発展が期待できるか

（５）実現可能性

…企画内容、実施体制、手法、事業プロセス、予算計画等が実施のために適切なものとなっているか

（６）助成対象としての妥当性

…本助成事業の目的や対象となる事業（A・B・C）の趣旨に合致し、助成を得ることで高い成果が期待できる事業か

１７．審査結果の通知および公表について

- 採択・不採択にかかわらず、全ての申請者に対し、2022 年 8 月上旬に郵送でお知らせします。提出された申請書は返却しません。
- 採択された事業については、事業名・主催者名等を当事業団ウェブサイトで公表します。

１８．助成表記

助成対象の広報物や発信媒体（SNS やウェブサイト等）、成果物等には、下記のとおり必ず表記してください。

「助成 公益財団法人仙台市市民文化事業団」または「助成 （公財）仙台市市民文化事業団」

※ C 事業で採択され、リサーチや制作を行った作品について、助成対象期間後に、その作品を展示・公演等で発表する際には、可能な限り「2022 年度持続可能な未来へ向けた文化芸術の環境形成助成事業（公益財団法人仙台市市民文化事業団）」と記載してください。また、その展示・公演等の情報を事務局までご連絡ください。

１９．採択された場合の留意事項

- 事業内容、会場、予算、実施時期等に変更が生じる場合や、審査結果を受けて事業計画を変更する場合は、事業実施前に、変更届と変更した実施計画書・収支予算書を作成・提出してください。
- 採択された事業のイベント広報や成果物に関する情報等については、当事業団ウェブサイトに公開しますので、必ず情報提供してください。
- 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリング・打ち合わせ・ミーティングを行う場合がありますので、ご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ、集客を伴う事業を行う場合はその形態に則した「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に従ってください。また、国や地方自治体から新たな要請が出された場合、必要に応じて事業計画を修正のうえ事業を進めてください。
  ガイドラインは内閣官房ウェブサイト（https://corona.go.jp/）に掲載されています。

２０．事業報告と助成金の支払手続き

事業終了後 2 か月以内もしくは 2023 年 4 月 15 日のいずれか早く到達する日までに、下記書類を E メールまたは郵送にて事務局まで提出してください。報告書や事業成果の内容を審査後、助成額を確定し助成金の支払を行います。

【提出書類】

（1）報告書

（2）事業実績書

（3）事業内容詳細

（4）事業の成果物

※　イベントの広報物や記録写真、ウェブサイトや動画のキャプチャ画像、制作した冊子等

（5）収支決算書

（6）支払証明書類整理簿

（7）対象経費の支払を証明する書類（領収書・振込証明書・請求書等）の写し

※　収支決算書の助成対象外経費支出欄に記載した費用分については、提出の必要はありません。

※　申請者（申請団体の構成員含む）の人件費がある場合は、その方の業務記録（業務日報等）を提出してください。

（8）振込口座届出書

＊　提出書類の様式は、当事業団ウェブサイト（https://ssbj.jp/support/kankyo-application/）からダウンロードしていただくか、電話にてご請求ください。

＊　書類の提出後、追加資料の提出依頼や内容確認のため連絡することがあります。

＊　助成金は、報告書の審査を経て交付確定通知を送付した後、30 日以内に支払います。

＊　支払を証明する書類がない経費は、助成対象となりません。

２１．助成金の取消し・減額について

次のような場合には、交付決定の取消しまたは決定した助成額からの減額を行うことがあります。既にお支払いした前払金がある場合は返還していただきます。

（1）申請内容や予算に大幅な変更が生じたとき

（2）提出期限を経過しても実績報告の提出がないとき

（3）虚偽の申請、その他の不正が判明したとき

２２．助成金交付までの流れ

*事業終了後 2 か月以内もしくは 2023 年 4 月 15 日のいずれか早く到達する日まで

【事務局（提出先・お問い合わせ先）】公益財団法人仙台市市民文化事業団　総務課　企画調整係
〒981-0904　仙台市青葉区旭ヶ丘 3-27-5　日立システムズホール仙台 1 階
［電話］022-727-1875（平日 8 時 30 分～17 時）　［ウェブサイト］https://ssbj.jp/support/
［Email］申請書提出先：apply@bunka.city.sendai.jp
事前相談・問い合わせ等：kankyo@bunka.city.sendai.jp